

社会福祉におけるリバタリアニズムの支援者への影響

—改革の文化的側面に焦点化して—

○ 茨城キリスト教大学 氏名 平塚謙一(5805)

キーワード：リバタリアニズム、契約文化、支援者の人権

1. 研究目的

1970年代のオイルショックに起因するスタグフレーション、そして1990年前後における冷戦構造の崩壊により、世界の政治経済の構造は大きく変容してきた。産業間労働移動、参入障壁や貿易障壁の縮小、価格統制の廃止、最高税率引き下げ等を志向する新自由主義（ネオリベリズム）的経済政策の進展である。これは伝統的な権威や価値観等を否定する近代（モダン）、さらに再帰性により際限なく相対化するポストモダンや、1960年代後半からのポスト社会主義運動（「新しい社会運動」）と深く結びつきながら進行してきた。経済における自由競争や私的所有と、文化における脱伝統化や脱権威化の考えとを標榜する思想は、“新自由主義”として言及されることもあるが、概ねリバタリアニズムにあたるものである。この思想はアメリカからグローバリゼーションとして世界に拡張し、日本においても、20世紀末の小渕政権から導入され、今世紀初頭の安倍政権以降本格的に推進されるに至っている。小渕政権の下に進められた社会福祉基礎構造改革もその一環として位置づけられる。福祉サービス提供の多元化（福祉多元主義／福祉ミックス）と契約制度の導入等市場原理を一部導入した福祉サービス提供体制たる準市場を形成していった。利用契約制度の導入には、利用者／支援者間の対等性の確立という、ポストモダン等と共振する契約文化の導入としての性格もある。これは市場における消費者／生産者関係の対等性を、社会福祉に導入することを企図したものである。この利用契約制度や、福祉サービス第三者評価事業、苦情解決制度等はサービスの質や利用者の権利擁護を、近代性を特徴づける〈システム〉によって担保しようとするものである。一連の改革には、こうしたいわば文化的側面が存在する。本研究はこれらの改革がもたらしている影響について考察する。

2. 研究の視点および方法

近年の福祉関連の政策に対しては、それを支持する見解があるのと同時に、非正規雇用率や子どもの貧困率、ワーキングプアの増大等について批判する研究が多くみられる。介護サービスの分野でも、少子高齢化が一層進展するなか介護職の離職率の高さや人材確保の困難が政策課題となっている。こうした事態は、主に介護報酬が低く抑えられることと関連付けて批判がなされている（介護職の離職理由として最多なのは賃金等待遇面であるが、介護ストレスがそれに次いでいることが報告されている）。そうしたなか少数ながら、近年

の改革の文化的側面が、過剰なクレームへの対応や利用者からのハラスメント被害の甘受によるストレス等の負担に関連しているとする指摘がある。こうした事態の要因について、本研究では近年の福祉改革の文化的側面に焦点化し、先行研究を踏まえ理論的考察を行う。

3. 倫理的配慮

文献からの引用については、日本社会福祉学会研究倫理指針の「A 引用」に規定された指針を、発表にあたっては指針の「G 学会発表」を遵守している。

4. 研究結果

上記の目的・視点に基づき先行研究を概観すると、まず仕事である以上、ストレスは付き物だが、看護や介護を含めたヒューマンサービスにおいては感情労働 (Hochschild=2000) に伴う特有のストレスや負担が認められる (武井 2006)。身体的・物理的な負担と並んで、武井は利用者 (患者) や職員との人間関係に起因していることを論じている。利用者／支援者の対等な関係性の確立が称揚されてきたが、実際は利用者と支援者との間の逆転した上下関係が形成される側面もあると指摘されている (深田 2009)。利用者の権利擁護、サービスの質の向上という至上命題のもと、支援者の負担は仕方がないこと、支援者が甘受すべきこととしてみなされている。そうした傾向が近年の“新自由主義”的政策の展開によって促進されていることが指摘されている (渋谷 2006)。それに対して、グローバリゼーションの影響下にあっても、欧米では概ね生産者、サービス提供者 (支援者) の人権についてセンシティブになっている (武井 2006 など)。これらから、近時の日本において、支援者 (生産者) の負担と利用者 (消費者) の優位性が際立った状況にあるとみられる。

5. 考察

そうした日本における特殊性の要因について考察する。まず、日本での凝集性の高い仲間集団 (ウチ) とは明確に区別されるそれ以外の人々 (ソト) に対する弱い関心が、古くから指摘されている。ただし旧来は実際の人々相互の関わりはウチにおけるものが圧倒的で、本格的に工業化・都市化が進行した戦後も、1940 年体制 (日本型資本主義) の下、大きくは変化しなかった。それが 20 世紀末以降の政策転換によって、利用者／支援者 (消費者／生産者) 関係において、役割や権利・義務等 (という<システム>) が前面に表れる。この政策は、日本ではソトの人々への弱い関心とあいまって、支援者を<全体性>のある人間とする視点を後背に退けてしまう。また、日本では社会福祉に限らず、市場において財と貨幣による等価交換が成立しているにもかかわらず、貨幣を支払う消費者が優位という社会意識の存在が認められる。この消費者優位の文化の背景は、アメリカで 1960 年代に登場した消費者主権の政策を輸入したことだが、この点はアメリカでは既に変容している。リバタリアニズム的政策導入の影響は、日本においては特に深化してしまうと考えられる。